



〈資料〉羅馬尼亞の新和議法案に對する世評

齋藤，常三郎

(Citation)

国民經濟雜誌, 47(3):413-419

(Issue Date)

1929-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00054184>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054184>



羅馬尼亞の新和議法案に對する世評

齋藤常三郎

一

私は、去る八月發行の本誌に於て、羅馬尼亞の新和議法案要項を紹介し置きたるが、最近手にしたる奧太利維納の商工會議所々報 (Vlg. Mitteilungen des Creditoren-Vereins von 1870, Wien 55 Jahrg. Nr 24,25) に依り、同草案に付ての同國に於ける或る一部の人の批評を知り得たるを以て、一は識者の參考に供し、一は私自身の備忘と爲さんが爲め、茲に其批評の大要を紹介することとする。之れに對する私の意見は他日に譲り、今は述べないことにする。而して尙同草案發表以後に於ける羅馬尼亞國司法大臣の意見をも掲ぐる。

二

一、債務者は、和議開始申請と同時に自己が商人として已に登記済なること並に整然と記帳されたる少くも最近三年間の商業帳簿を裁判所に提出しあることを證明することを要する (後段の商業帳簿提出云々のことは要項

には無かつたのであるが、これも申請の必要事項と定められたものであつて、要項に漏れ居りしものと思はる。這是千九百三年五月二十四日の墾太利和議法及び小破産法第二條に大體相當する。舊羅馬尼亞に適用する商法典（墾太利、佛蘭西及び白耳義に付ても同じ）に依れば、破産は商人のみに對し宣告せらるるを以て、從て破産豫防の和議も亦商人に限り適用せらるることと定むるは當然なるならんも、然し羅馬尼亞國中以前墾太利及び匈牙利に屬せし地方に目下行はるる戰時法規に依れば、破産は非商人にも尙適用せらるるものなるを以て、此等の地方に於て破産豫防の和議が非商人にも適用せらるべきものと定むるの必要なきや否やを草案は看過せるものと云ふべきであると。

千八百八十八年の羅馬尼亞商法典施行地域（舊羅馬尼亞及びベッサラヒア）に於て、破産法上の強制和議の提供條件として、少くも債務の六割を辨済することを要するものと爲したるに掲らず、豫防和議の提供條件としては、少くも債務の五割を辨済することを要しと定めたるも、此の定めは相當ならずして五割と改正するの論理的根據なかるべきものであると。

以上は要項の第一及び第二に對する批評である。

二、債務者が、以前認可ありたる和議條件の義務を履行せざるとき、又は以前破産の宣告を受けたる場合に於て利息及び費用を包含する總債務を辨済したることの證明を爲さざるときは、和議開始を許さるのである（要項第五、同要項には以前破産宣告を受けたる云々の要件が漏れて居る）。裁判官は、此要件の存否如何を十分に且

確實に確定し得るは最も困難なるのみならず、和議手續開始前に於ける證明の提出を其開始前餘程以前に要求し得ざることは固より云ふを俟たない。

次に和議提供の條件として（即ち開始要件として）、其義務履行の擔保（主として保證人）が確實のものなることと要すと定めてある。這是、債務者の支拂困難に遭遇したる債權者を保護せんとするの趣旨に出でたること明である。右條件は、瑞西債務取立法及破産法第三百六條三項の規定するものに類似するも、同法に於ては、同條件を以て和議手續開始の要件とせずして、却て和議（免除契約）認可の要件と爲したるものである。而して此點に關する瑞西法は、便宜に合するものと思はる。蓋し債務者は債權者の多數が如何なる條件に於て和議に同意するやを覺知するを得る時に至り茲に始めて保證人をして和議條件に保證せしむるを承諾せしめ且斯る保證人を見出すこと比較的容易なるからであると。

以上は要項第五に對する批評である。

三、草案に於ては奧太利及び匈牙利と異なり和議管財人（獨逸に於ける受託人、伊太利に於ける管財委員、瑞西に於ける管財人に相當す）を和議手續に設けぬのであつて、却て和議手續中は債務者に對する監督は和議委員（判事）之れを爲すのである。判事は監督を眞面目に爲すことは蓋し困難なるべしと思はる。何となれば、和議事件の數頗る多數に上り、判事の監督數甚だ多きものと爲り、特に他の執務の關係上到底和議監督事務を誠實に執るを得ざるべければであると。

右は要項第八に對する總評である。

四、和議可決の定足數は、獨り優先權なき債權の總額の四分の三あるを以て足るのであつて、敢て頭數に依る定足數を必要としないのである。此定めは、和議成立に取つては、不利益を免れざることと爲る。蓋し債權者の多くが金融機關（銀行とか信託業者とか）なる場合に於ては、出席せざる他の種類の多數の債權者（少額債權者）を可決に參附せられざるの結果、和議成立に大影響を及ぼすべきを以てである、と。

以上は要項第十に對する批評である。

五、和議に依る免除を得たる債務者は、和議條件履行期經過の日より五ケ年間は、再與せる場合に限り、先きに受けたる免除の支拂を請求せらるるのである。之れに類似の規定は、白耳義和議法第二十五條及び之れに模倣したる「クルセンザルク」和議法第二十五條である。同法條に曰く「和議ヲ得タル債務者ガ爾後再ビ財産狀態ヲ回復シタル場合ニ於テハ債務者ニ對シ其債務ヲ完済スル義務ヲ負フ」と。而して他の多數の立法例は、斯くの如き規定を設けてない。蓋し債務者の企業の再興に必要な信用を阻害すべきが如きものを避けざるべからずとの理由に基いて居るのである。白耳義の實際に於ては、右規定は眞面目に利用せられ居らざるのみならず、裁判所も債務者が其完済義務を容易く履行し得る狀態に於ける場合に限り、其義務を法律の趣旨に従ひ履行すべきことを命ずるのである。債務者の財産狀態は、或る異常の場合、例へば富饒に依る割増金の如き偶然の事實若くは相繼の如きものに依つてのみ、以前と同じく有利に回復することを得るのである。左れば、免除部分の辨済義務を

定めたる規定は、實は、實用なくして、之れに依り生ずる利益は、之れに伴ふ弊害の爲め却て消失するに至るものである。加之羅馬尼亞の規定は、白耳義及び「リクセンブルク」第二十五條と異なる所がある。即ち後者の法律に依れば、後拂請求は、債務者の財産状態が一般に有利に回復したるときに之れを爲し得べきことを條件とするに反し、羅馬尼亞の法律に依れば、後拂請求の條件を極めて數學的に數字的に定めて居る。換言すれば、羅馬尼亞法は、債務者の資産が少くも債務の二割を超過するに至りたることを證明するを要すと定めて居る。斯くの如き證明は、債權者に於て之れを爲すこと不可能なるのみならず、和議債務者が和議債權者の請求を爲すことを得べき五年の期間中、其資産状態を所定の貸借對照表（二割）以下に下し置くことは、巧なる奸計を用ひずして容易に之れを爲すことを得る。加之債務者の住所以外に居住する債權者特に外國に在住する債權者は、其後拂請求を爲すべき權利を行使すること能はざるものなりと思はる。何となれば、此等債權者は債務者の資産状態を知悉するものでないからである。特に債務者と同地に在る債權者は、其性質上自ら有利の地位を有するが故に債務者に對し愈々辨濟すべき旨の強制を加へ得るを以て、從て他地方に居住する債權者（債務者の状態を知らざる爲め）は、之れが爲め損害を蒙ることあるに至るのである。尙羅馬尼亞法は後拂請求は、債務者の和議條件履行期と定められたる時より、五年内に之れを爲し得る旨を定めてあつて、和議條件が其間に實際履行せられしや否やを問はないのである。特に債務者は、同地債權者に對し和議條件の全部を履行したる場合に於ては、債權者よりの裁判上の後拂請求を避けんが爲めに、債權者と後拂請求に付ての和解を爲すべく努力することになるから、從

て未だ和議條件の完了を受けざる他地方の債權者に取りては、大なる損失を受くことと爲るのである。要するに要項第十二の規定は害ありて益なきものなりと云ふべきものなり、と。

三

一、以上は、要項に對する壞太利に於ける一部の人の批評を掲げたものであるが、草案發表後羅馬尼亞司法大臣 Junian 氏が、同國 Barlad 市に開催せられたる商人協會の歡迎席に於て破産豫防和議の施行に對する質問に對し其答辨を爲したので、今之れを左に紹介することをする。

二、司法大臣曰く、(一)破産豫防和議は、商人を救済するに足るべきものなるも、之れを以て羅馬尼亞國の信用を失墜することを防止せざるべからざるのみならず、特に外國よりの資本を取り入るるに苦心することを避けねばならぬ。(二)自分は和議條件としての五割辨済を最小限度とし且三年の最長期間を議會に於て維持することに努力すべき考である。此所定の範圍内に於て辨済の割合及び支拂期間を定むべきが債權者側の責務である。而して和議提供が八割を辨済するものなるに於ては、和議の可決は三分の二の同意あるを以て十分なりと補充したき考である。(三)債務者が懈怠破産に因り先きに罰せられたるものと雖も、尙和議開始を許さるべき様に變更したき考あるのみならず、和議申請の日より、和議に對する判斷の確定的認可ある迄は債務者をして裁判よりの選任に係る債權者委員の監督の下に立たしめたき様の補充規定を設けたき考である、と。(Vlg. Mitteilungen ebenda 55

四

叙上は、冒頭に述べたる如く、澳太利に於ける或る一部の人の批評の大要であつて、勿論私の意見を陳べないのであるが、然し其批評は吾人に取り大に参考となるものがある。又司法大臣の草案發表後に於ける修正及び補充の意見も亦大に見るべきものがある様に思はる。

（昭和四年七月三十日税稿）